

『大阪府立学校海外交流支援センター』運営事業 に係る企画提案公募要領

2025 年の大阪・関西万博を契機とし、より一層グローバル化が見込まれる中、臆さず、積極的に英語でコミュニケーションを図ろうとするマインドを備え、国内外で活躍する人材を育成するため、府立の高等学校及び支援学校（以下、「府立学校」という。）の姉妹校（※）となる海外の学校を調査・開拓するとともに、姉妹校提携の締結や姉妹校との交流等を行う府立学校からの問合せや相談に対応する『大阪府立学校海外交流支援センター（以下、「センター」という。）』運営事業を実施することにより、府立学校の生徒が海外の同年代の生徒と英語で交流する取組みが実施できる環境整備を行います。

※本事業における「姉妹校」とは、府立学校と海外の国や地域に所在する学校同士が、教育や文化の交流を目的として公式に文書を取り交わした上で、提携関係を結んだ学校をさし、交流については、府立学校の生徒が姉妹校を訪問して交流を行う「送り出し型」交流、または、府立学校と姉妹校が相互に訪問して交流を行う「相互型」交流により実施するものとします。

なお、「姉妹校」には、英語圏の学校に加え、生徒同士が英語で交流できる英語圏以外の学校も含まれます。

1 業務名

「大阪府立学校海外交流支援センター」運営事業

(1) 業務の趣旨・目的

別紙「業務委託仕様書」のとおり

(2) 業務概要

別紙「業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託上限額

56,869,000円（税込）

2 スケジュール

令和7年4月14日（月曜日）	公募開始
令和7年4月23日（水曜日）	説明会開催
令和7年4月30日（水曜日）午後5時	質問受付締切
令和7年5月13日（火曜日）午後5時	提案書類提出締切
令和7年5月下旬頃	選定委員会（プレゼンテーション審査）
令和7年6月上旬頃	契約締結
令和8年3月31日（火曜日）	業務終了

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

ク 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。

(4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(5) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(6) 国内に事業所を有しない者にあつては、事業所の所在する国における (3) から (5) までに規定する税に相当する税等に係る徴収金を完納していること。

(7) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

(8) 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者（(1) キに掲げる者を除く。）又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者（(1) キに掲げる者を除く。）でないこと。

(9) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入

札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

(10) 旅行業法の規定による第1種旅行業の登録を受けていること。

4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布方法

高等学校課ホームページ

(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180040/kotogakko/eigo/kaigaikoryu.html>) からダウンロードしてください。（窓口、郵送等による配布は行いません。）

イ 受付場所

大阪府教育庁教育振興室高等学校課教務グループ

住 所：大阪府中央区大手前2丁目 大阪府庁別館5階

電話番号：06-4397-4125

(案内図)



・Osaka Metro 谷町線・京阪「天満橋駅」3番出口から約400メートル

3番出口を出て谷町筋を南下し、谷町2交差点の信号を渡ってから東（左）に進むと、右側に大阪府庁別館の正面玄関出入口があります。

・Osaka Metro 谷町線・中央線「谷町四丁目駅」1A番出口から約270メートル

1A出口を出て谷町筋を北上し、谷町2交差点を東（右）に進むと、右側に大阪府庁別館の正面玄関出入口があります。

ウ 受付期間

令和7年4月14日（月曜日）から 令和7年5月13日（火曜日）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで）

エ 提出方法

書類は必ず受付場所に持参してください。（郵送による提出は認めません。）

※持参の際は必ず事前にご連絡ください。

オ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類

ア 応募申込書（様式 1）

イ 企画提案書（様式 2）

ウ 応募金額提案書（様式 3）

エ 委任状（様式 4）※応募者が支店等の場合

オ 共同企業体で参加の場合

①共同企業体届出書（様式 5）

②共同企業体協定書（写し）（様式 6）

③委任状（様式 7）

カ 誓約書（参加資格関係）（様式 8）

キ 印鑑証明書または印鑑登録証明書（原本：発行日から 3 カ月以内のもの）

ク 定款又は寄付行為の写し（代表者印を押印した添え状により原本証明してください。）

ケ ①法人登記簿謄本

- ・ 法人の場合に提出してください。
- ・ 発行日から 3 カ月以内のもの

②本籍地の市区町村が発行する身分証明書

- ・ 個人の場合に提出してください。
- ・ 発行日から 3 カ月以内のもの
- ・ 準禁治産者、破産者でないことが分かるもの

③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明

- ・ 個人の場合に提出してください。
- ・ 発行日から 3 カ月以内のもの
- ・ 「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明

コ 納税証明書（未納がないことの証明：発行日から 3 カ月以内のもの）

①大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書

・ 府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。

②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

サ 財務諸表の写し（最近 1 カ年のもの、半期決算の場合は 2 期分）

①貸借対照表

②損益計算書

③株主（社員）資本等変動計算書

※個人応募の場合で①～③の書類が存在しない場合は、確定申告書など財務状況の把握できるものを提出すること

シ 障害者雇用状況報告書の写し

① 常用雇用労働者総数が 40 人以上の事業所の場合

- ・ 「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常時雇用労働者数が 40 人以上）に

義務化されている「障害者雇用状況報告書（様式第6号）」の写し

- ・本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの
(インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出して下さい。)

② 常用雇用労働者総数が40人未満の事業所の場合

- ・「障がい者の雇用状況について」（様式9）

(3) 応募書類の部数

① 正本1部

- ・(2)に記載する書類全てを提出してください。
- ・共同企業体での参加の場合、キ～シについては、全ての構成員分の提出をお願いします。

② 副本5部

- ・(2)に記載する書類のうち、イ～ウの書類を提出してください。
- ・書面審査に用いるため、記名・押印をしないでください。法人名等が印刷された用紙等を使う場合、マスキングの処理を行ってください。

③ 電子媒体（CD-R等） 1部

- ・(2)に記載する書類のうち、ア～ウの電子媒体を保存して提出してください。また、イ～ウについては、記名・押印をしていない電子媒体も保存してください。

(4) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しません。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(5) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(6) その他

ア 応募は1者1提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

イ 応募書類はカラーとモノクロ（白黒）のどちらでも可とします。

ウ 応募書類はページ番号を付番するなど審査のしやすい構成としてください。

エ 応募書類の提出に際しては、正本、副本それぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出してください。

オ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。

<記入例>「『大阪府立学校海外交流支援センター』運営事業」提案書

株式会社〇〇（法人名）

カ 書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く）。

キ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

5 説明会

(1) 開催日時

令和7年4月23日（水曜日） 14時00分から15時00分まで

(2) 開催場所

大阪府庁新別館北館1階会議スペース3

(〒540-0008 大阪府中央区大手前3丁目1-43)

・ Osaka Metro 谷町線・中央線「谷町四丁目駅」1A番出口から徒歩約2分

1A番出口を通りこし、そのまま約20メートル進むと、左側に新別館北館2階までのエレベーターがあります。また、正面エスカレーターで地下1階までいくと、左側に同北館出入口があります。(右側は新別館南館の出入口となるので、ご注意ください。)

(3) 申込方法

- ① 参加法人名、連絡先、参加者職・氏名、参加人数を電子メールで、下記担当者まで申し込みください。「件名」の初めに「『大阪府立学校海外交流支援センター』運営事業説明会申込み」と明記してください。

(担当者) 大阪府教育庁 教育振興室 高等学校課教務グループ 今井、長坂

(メールアドレス) kotogakko-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp

(電話) 06(4397) 4125

- ② 送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。
③ 口頭または電話による申し込みは取扱いいたしません。
④ 会場の都合により、出席される方は、1社につき3名までとします。

(4) 説明会への申込期限

令和7年4月21日(月曜日) 午後5時まで

6 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から令和7年4月30日(水曜日) 午後5時まで

(2) 提出方法

電子メール(アドレス: kotogakko-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp)で受け付けます。

ア 件名に「質問提出:『大阪府立学校海外交流支援センター』運営事業<事業者名>」と明記してください。電子メール送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで)

イ 質問への回答は高等学校課ホームページ

(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180040/kotogakko/eigo/kaigaikoryu.html>)に掲示し、個別には回答しません。

7 審査の方法

(1) 審査方法

ア 「7(2)の審査基準」に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者(及び次点者)を決定します。最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とします。ただし、提案金額も同じ場合は、選定委員による多数決で決定します。

イ 応募が4者を超えた場合には、一次審査として提出された書類を下記の「(2) 審査基準」に基づき書類審査を実施します。一次審査の結果、上位4者に対し、二次審査としてプレゼンテーションを実施します。プレゼンテーションの日は5月下旬頃を予定しており、一次審査の結

果とともに通知を行います。

ウ プレゼンテーション審査の実施日時・場所については、応募者に対して別途通知します。

エ プレゼンテーション審査では、既に提出した企画提案書のみを使用して行ってください。（既に提出した企画提案書の差替え及び追加提出は認めません。）

なお、プレゼンテーション審査は対面で実施します。プレゼンテーションは、提案書類に基づいて行うこととしますが、ご提出いただいた副本データを審査会場のモニターへ投影することも可能です。その場合、機材・副本データ等は事務局が準備します。

オ 説明時間は1者あたり、15分程度、質疑応答を含めて30分程度と想定しています。

カ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点未満の場合は採択しません。応募者が1者の場合は、当該提案を審査し、評価点の合計点数が60点以上である場合、契約の交渉相手方とします。なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

キ 最優秀提案者は特別の理由がない限り、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点	
業務遂行能力	①センターの運営 ア) 海外の学校とのネットワークの有無や姉妹校の候補となる海外の学校及び府立学校との打ち合わせ等に臨機に対応できる体制が示されているか。 イ) 府教育庁及び府立学校からの要望や問合せ等に対して、効率的かつ迅速な支援を提供するためのセンターの人員体制が示されているか。	20点	28点
	②業務実績 ア) 高等学校が実施する海外修学旅行や海外語学研修、国際交流等の支援実績が示されているか。	8点	
姉妹校提携支援	③姉妹校候補の選定 ア) 姉妹校の候補となる学校の選定基準（姉妹校提携締結の可能性についての判断基準含む）及びその考え方が示されているか。 イ) 姉妹校の候補となる学校の調査・開拓するための手法が示されているか。	15点	45点
	④府立学校と姉妹校候補とのマッチング ア) 姉妹校締結を希望する府立学校を支援する方法及び姉妹校候補と府立学校とのマッチング手法が示されているか。	15点	
	⑤姉妹校提携締結にかかる伴走支援 ア) 30校以上の府立学校が姉妹校提携可能と考える根拠が示されているか。 イ) 30校以上の府立学校が円滑に姉妹校提携を締結するための伴走支援の内容及びその手法が示されているか。 ウ) 姉妹校提携を進めるための業務スケジュールが示されているか。	15点	

姉妹校 交流支援	⑥姉妹校交流支援にかかる伴走支援 ア) 姉妹校を持つ府立学校が姉妹校との交流を効果的かつ円滑に進めるための伴走支援の内容及びその手法が示されているか。 イ) 姉妹校交流を進めるための業務スケジュールが示されているか。	15 点
障がい者雇用	企業全体において、常用労働者 40 人以上の場合、法定雇用障がい者数を超える障がい者を雇用しているかどうか。または、常用労働者 40 人未満の場合、1 人以上障がい者を雇用しているかどうか。 なお、共同企業体で応募の場合は、各構成員の平均点（小数点以下四捨五入）とする。	2 点
価 格 点	（価格点の算定式） $\text{満点（10 点）} \times \left(\frac{\text{提案価格のうち最低価格}}{\text{自社の提案価格}} \right)$ * 小数点以下は切り捨て	10 点
合 計		100 点

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を高等学校課ホームページ
<https://www.pref.osaka.lg.jp/oi180040/kotogakko/eigo/kaigaikoryu.html>）において公表します。

応募者が 2 者であった場合の次点者の得点は公表しません。

- ① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点
 * 品質点・価格点を配点した場合の価格点・提案金額
- ② 全提案事業者の名称 * 申込順
- ③ 全提案事業者の評価点 * 得点順 内容は①に同じ
- ④ 最優秀提案事業者の選定理由 * 講評ポイント
- ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由
- ⑥ その他（最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。
- (2) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。

- (3) 契約に際して、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書（様式 10）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。
- (4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがあります。
- ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
- イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- (6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければなりません。
- ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。
- ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。
- イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。
- ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。
- エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。
- オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。
- カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。
- (7) (6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除します。
- ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。
- イ 大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第3号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の7割以上）の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。
- ウ 大阪府財務規則第68条第6号に該当する場合。

9 その他

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守して下さい。